

に規定する公庫等をいう。以下同じ。若しくは特定公庫等（法第四十二条第二項の規定により読み替えられた法第四十条第一項に規定する特定公庫等をいう。以下同じ）、派遣先企業、オリンピックピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会又は国際博覧会協会に通知しなければならぬ。

〔2・3 略〕

（標準期末手当等の額の決定）

第一百一条の十 〔略〕

〔2・3 略〕

4 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。次項から第八項までにおいて同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

〔5・7 略〕

8 組合は、国際博覧会派遣職員である組合員を使用する国際博覧会協会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、国際博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該国際博覧会派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。（第三号厚生年金被保険者の標準賞与額の決定等）

第一百一条の十一 〔略〕

〔2 略〕

3 第三号厚生年金被保険者である組合員が公益的法人等派遣職員、継続長期組合員、交流派遣職員、オリンピックピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員又は国

う。以下同じ。若しくは特定公庫等（法第四十二条第二項の規定により読み替えられた法第四十条第一項に規定する特定公庫等をいう。以下同じ）、派遣先企業、オリンピックピック・パラリンピック組織委員会又はラグビー組織委員会に通知しなければならぬ。

〔2・3 同上〕

（標準期末手当等の額の決定）

第一百一条の十 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。次項から第七項までにおいて同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

〔5・7 同上〕

〔新設〕

（第三号厚生年金被保険者の標準賞与額の決定等）

第一百一条の十一 〔同上〕

〔2 同上〕

3 第三号厚生年金被保険者である組合員が公益的法人等派遣職員、継続長期組合員、交流派遣職員、オリンピックピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員とな

際博覧会派遣職員となつた場合における前条第四項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」とする。（標準期末手当等の額の組合員への通知等）

第一百一条の十三 組合は、法第四十四条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第三号厚生年金被保険者である組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。

この場合において、当該組合員が公益的法人等派遣職員、継続長期組合員、交流派遣職員、オリンピックピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員又は国際博覧会派遣職員であるときは、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員を使用する公益的法人等、公庫等若しくは特定公庫等、派遣先企業、オリンピックピック・パラリンピック組織委員会又はラグビー組織委員会に通知しなければならない。

〔2・3 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

告

示

○厚生労働省告示第十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和元年五月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠